

(付論) 文献よりみた肥後国分寺の推移

熊本市立高校教諭 阿蘇品保夫

天平13年(741)、聖武天皇の勅願によって諸国に置かれた国分寺、国分尼寺は、七重塔を有する伽藍と僧20人尼10人を擁して三綱が寺内を統率し、10町ずつの寺田を有し、国の正税より法会経費を負担する官寺であった。従って、国分寺、国分尼寺は国府との所縁で、その近隣に位置する場合が多く、今日もその遺跡を残すものが少なくないが、平安中期以降は律令制の衰退に伴って国家の保護を失い、廃絶、若しくは新興諸宗に改められたり、神社の宮寺となったりしたとされている。

肥後国における国分寺の文献上からの考察が本論の目的であるが、これについて最もまとまった所説は、『新撰事蹟通考』をまとめた八木田政名が同書の「編年考徴」において述べる次の内容である。

「肥後ノ国分寺ハ詫摩郡今村ニアリ 日本霊異記ニモ
為在詫摩郡 応仁文明ノ間、兵火ニ罹テ久ク廃跡トナリシヲ、享禄中、河尻大慈寺五十世ノ住職天佐忍和尚一字ヲ建テ、其跡ヲ残シ、貞享中、大慈寺ノ僧実堂玄理ト云者、仏殿ヲ造立ス寺記、寺ノ左後四十歩許ノ畠中ニ大ナル石アリ、柱居ヲ彫、所謂層塔軸柱ノ礎ナルヘシ、又近傍ノ林中及畠等ニ古瓦出ツ、今世ニ国分寺瓦ト称テ好古ノ徒翫之、国分尼寺ノ遺跡分明ナラス」

肥後の国分寺が詫摩郡に所在していたことは、『日本霊異記』の「産生肉団之作女子修善化人縁第十九」の中に

「時ニ託磨ノ郡之国分寺ノ僧」

が豊福生れの異形の尼を嫌って悪口したので、神人におどされて死去したという説話により知ることができる。

ところでこの『新撰事蹟通考』は天保12年(1842)に成立したものであるが、その前半の部分は、明和9年(1772)に成立した『肥後国誌』に載せられていて、典拠となった寺記がこの段階以前に成立していることを示している。

更にさかのぼるなら、宝永6年(1709)に成立している。『肥後地誌略』では、

「応仁文明之比兵火に罹りて廃跡と成りしを、享禄年中大慈寺の僧一字を建て、纔に跡を残す」

元禄2年(1689)頃の成立とみられる『肥後名勝略記』では、

「享禄年中、川尻大慈寺派の僧、当寺の廃壊を嘆き、一字を立て、国分寺の跡を遺せり」と述べる部分が、江戸時代前期にさかのぼる国分寺に関する伝承の最も古い部分であり、廃絶した国分寺を再興した大慈寺系の同寺が伝える伝承の根幹であったと考えられる。

寛文7年(1667)成立の『国郡一統志』は、古代国分寺についての史料を引用し、今村に国

分寺が所在することだけを記していることから、寺記や寺記のもととなった伝承内容が他に知られるようになるのは寛文年間より後のことであろう。

江戸時代の同寺は、1石6斗の寺領を認められていることが『肥州録』に記されている。同書第三十四、「寺領之事」の中に載せられている諸寺の中では最少の部類であるが、藩ではその名跡が他宗による再興のものとはいえ、国分寺の由緒を評価してのことであつたということができよう。この『肥州録』の内容も宝永頃までの内容を示すとみられる。

ところで、江戸時代を越える中世肥後国分寺についての確実な史料は、詫摩文書（大分県史料）所収の「国内莊々名々坪付注文」（以下「名々坪付注文」と略す）1点のみであり、しかも、その中の1行のみであるが、史料検討のために全文を挙げよう。

国内郡郡之内郷郷之内庄 庄内名

一、詫摩西郷庄

新庄 神蔵庄内田数七百十六町五段

国分 得永 寺 重富 三郎丸 岩永 小枝吉 得丸 平丸 清永 福永 松石 光吉
今牛 石丸 金光 弥石 石丸弥石 石丸 石丸内石能 石丸内石安 枝吉 千見 清松
(松)
春武 与安 弘納 国武

以上廿八名也

本庄 安富庄田数百五拾九町八反

安弘名 久吉名 枝吉名

以上三ヶ所也

八王寺庄 三十八丁

一、詫摩東郷

健軍宮 二百三拾丁五段

四至内 廿丁

本不輪 拾八丁

神宮寺 五拾丁

片寄 百四拾貳丁五段 本家源少将入道
預所北条殿

一 国分寺干寺領五十余町神蔵庄被押領了
(ママ) (カ)

六ヶ庄 三百四十丁二反

(略)

神蔵庄

本家 最勝光院

領家 浄土寺大納言法印御房

預所 出雲左近将監重兼名田八十丁

下司 掃部頭殿 並木・永富・鳥栖三ヶ所名田八十余丁

惣公文 川尻三郎源実明兼名田五十一丁

惣別当 小国十郎安高兼名田五十余丁

ここで「国分寺干寺領」の「干」は「予」の原本誤記、又は「尼」と同音として通じるので、「国分^(干)寺領」又は「国分^(尼)寺領」と理解したい。

この国分寺・尼寺領50余町はどのようにして生じ、「神藏庄被押領候」というこの「名々坪付注文」の時代はいつのことになるのでしょうか。まず古代以来の国分両寺の経営についての要点理解からはじめよう。

『続日本紀』は、天平13年(741)国分両寺の建立を詔して、七重塔の建立、諸經の整備を定め

「又毎国僧寺 施封五十戸、水田十町 尼寺 水田十町、僧寺必令有二十僧、(略)尼寺一十尼」

として、毎月八日の最勝王經の読經を義務付けているが、天平神護2年(766)の太政官符は、

「国分二寺田者、国司佃收以実入寺下符已畢、自今以後宜付三綱耕営、又聞彼田或惡徒費佃功得実甚少、如是惡田宣改易便以乘田及没官田随近沃美者永奉三宝之用」

と、それまで国司が経営代行して寺に渡していた寺田の収入を、以後は田地そのものも寺の役僧である三綱の手に移し、直接耕営・賃貸による寺田収入の増加をはかったのであり、又耕営収取に便利な寺院所在地に近い美田を与えて、永く寺用として存続させることを命じたのであった。これによって良田20町が国分両寺の近隣に選定されたであろうが、肥後の場合は、国分寺の所在地の詫摩郡であったことが「名々坪付注文」からも察せられるのである。しかし、両寺の田地20町が「名々坪付注文」の50余町となっている事情はいかなるものであったか。

律令制下の各国の国司が、例年中央に報告する年間決算報告書である正税帳の中には、国分両寺に関する諸項目が正税である租稻の束數に換算されて報告されねばならなかった。その内容は次の通りである。

①修理国分寺料 ②最勝王經転読布施 ③吉祥悔過法布施 ④安居布施 ⑤転読金剛般若經布施 ⑥講師年中供養布施 ⑦春秋釈奠先聖先師供養布施

⑧その他 (イ)寺家封戸(国分寺分50戸含む)(ロ)新任講師の場合の単料(法服)

これらは『延喜式』に具体的な内容が示されるが、繁雑であるので、簡単な一例として正月8日から14日にかけて行われる②の最勝王經転読会の布施の内容は次の通りである。

「其布施、三宝絲卅斤、僧尼各施一疋、綿一屯、布二端、定座沙弥尼各布二端」

すなわち、寺に絹糸卅斤、僧尼1人当り施(あしぎぬ)1疋、綿1屯 布2端、下級僧侶たち

も各1人につき布2端が与えられるが、国分両寺の僧尼は計30人、役僧らに所属する沙弥・童子などの下級僧侶や僧侶見習などの分をも含めるものであった。布施の内容はこれらにとどまらず、供養の性格に従って、米や雑菜等の食料にまで及んでいるが、律令政府は国単位に禄物価法を立てて稻との換算率を定め、現物の調進、中央政府への報告のための基準とした。たとえば、九州諸国では、絹1疋＝直稻80束、絲1絢＝10束、綿1屯＝6束、調布1端＝40束、庸布1段＝30束となっているので、これによって最勝王經転読供養の30人のみ僧尼に限って換算すれば、1人当り126束、30人で37束、これに寺への布施、下級僧侶への布施を加えると4000束を越える負担となったと解せられる。「延喜式」の「諸国出挙正税公解稻」の中では、肥後国は、「肥後国正税公解各卅万束、国分寺料四万七千八百八十七束、文珠会料二千束（略）」とあることと照合すれば、①～⑧の内容は大体首肯される数字であるといえよう。

ただし、このような支出も、律令制下の地方政治が一応機能している間は実施されたであろう。肥後国分寺跡の布目瓦は奈良～平安初期までの範囲で、三つの時代のものに分類されるというが、これが認められるならば、国衙による官寺としての国分寺の経営維持の努力が行われている証拠となるであろう。

しかし、平安中期以降の庄園の増加、公領の減少は、肥後国正税の1割を占める国分寺諸経費の負担にどこまで耐えることができたであろうか。加うるに、摂関政、院政と続く律令制の変質に伴う地方支配の弛緩、受領による正税請負と私的な收奪の強化が、国分寺の官寺本来の興行を存続させたとはいえないが、「国分寺尼寺領五十町」と記す、「名々坪付注文」の内容は、国衙政治の後退、国分寺保護の低下に対応した国分寺存続の方向を示している。

延暦2年(783)の太政官符は、国分寺20僧の定員欠員補充のために、

「宜当土僧之中擢堪為法師者補之」

と現地の僧侶の抜擢を認め、更に弘仁12年(821)の太政官符も、中央僧侶の地方国分寺赴任を好まず、法会僧員の不足を補うためにも

「当国百姓年紀六十已上、心行既定始終無変者度之」

と民間の人物すら僧に採用することを認めるようになった。又、天長5年(828)の太政官符は大宰府の上申を認めて、欠員に備え、寺毎に25才以上の者5人を撰び、僧侶として育成することを認めるようになった。この結果は在庁や郡司らの地方有力者の子弟が僧侶として国分寺にも入寺する契機を生じたものと考えられ、官寺である国分寺も、地方の一般の社寺同様、その地域の有力者の族縁に結びついた僧侶で寺内が構成されるようになったと思われる。又、このような人間関係が一方では国分寺を国衙や地方郡司らと結びつけ、存続させる力となったものであろうが、そのような私的な権利や関係が従来の機構の存続と結びついたのが平安中期以降の律令制の変質期に発生するのである。

国衙に頼るだけでは従来の収入は維持できないこと、国衙の従来同様の収入力が低下して来

ると、お互いに従来の権利と義務の関係を清算する場合が生じた。

「名々坪付注文」の中の詫摩東郷の健軍宮(健軍社領)は、四至領、本不輸領、神宮寺領、片寄領より成り、持に全社領の3分の2近い田地を占める「片寄百四拾二町」と記されている部分は、阿蘇文書、建久6年の「肥後国司庁宣」及び「甲佐社領文書案」によれば、阿蘇社、甲佐社の神田と共に、国衙から給付されていた神用米を停止する代りに、これに相当する神田半分を片寄せ、三社の各々の神田として認め、神領として各社が直接支配收取することにして国衙との関係を解消したのであった。このようにして、国衙は神用米の義務を免れ、三社は固定した神領の支配権を入手したのであった。これと同じように国衙が国分寺の年間諸祭料・供養料の負担・調達に苦勞したであろうことは推測できるところであり、正税からの支出に代えて具体的な田地を指定し、更にはその土地を国分両寺領として与える形で解決された結果が、本来の寺田20町よりも多い50余町という寺領面積となったものということができよう。そのような取りはかりが円滑に行われた背景には、国分寺が中央の社寺権門の支配下に入り、その権威で国衙が動かされた場合か、国分寺の僧侶と在庁役人や郡司の人脈・族縁から解決されたかのいずれかであろうが、後に国分寺が神蔵庄に押領されているところからすれば、国寺には背後にこれを保護する権威がなかったのではないか、即ち後者の場合と考えられる。

次に「国分寺尼寺五十余町」に続く「神蔵庄被押領了」という語句であるが、これは、国分両寺領五十余町は、神蔵庄に押領されたのか、神蔵庄を押領して成立したのかという解釈上の問題が解決されねばならない。

この「名々坪付注文」の史料全体の表現の仕方から判断して、その項目は、庄名、田積、注記の順の三段階の表現が行われ、国分寺の場合でも、これに準じて、国分寺于寺領(庄名)、五十余丁(田積)、神蔵庄被押領了(注記)の順に記載されているとみてよい。又、同史料の構成は、詫摩西郷、詫摩東郷、国分両寺、六ヶ庄、神蔵庄領主庄官一覧と5項目に分類されるが、第5項の領主庄官は別種として 残る四項は庄園、社寺領についての記載である。この四項は更に検討すると一ツ書きで三つに分れるので、整理するならば、詫摩西郷、詫摩東郷、その他(国分両寺、六ヶ庄)に分れると解釈できる。

なぜ国分両寺と六ヶ庄を別項として立てているのか、両者とも、詫摩東西郷のいずれかのうちに所属させてしまえない事情があるからであろう。六ヶ庄は、その名の通り一円(一丁)の庄園でなく六ヶ所に庄領が散在し、他郡にもある故に詫摩郡内だけの問題でないとして別記させねばならなかったとみられ、国分両寺領はまず寺社領として郡内でも庄領とは支配が異なる故に、或は両郷に寺領がまたがる故に別記されたとみられる。若し詫摩西郷の神蔵庄の一部を奪って寺領を立てているなら国分寺尼寺領 西郷内に何町と注記されてしかるべきである。

この史料が詫摩郡における庄園・公領・寺社領を記入しているのは、建久の図田帳を下敷きにして記載している故だと考えられる。鎌倉時代には各国への諸賦役が、この図田帳の公田を

基準として賦課されていた故に、現実には相違していても、図田帳作製当時の田積に応じて、図田帳作製当時の所領を継承する者へ負担がかかったからに外ならない。国分寺国分尼寺領は鎌倉時代初め、図田帳が作製された時には、未だ独立していたのであったが、その後神蔵庄に押領されたとみるべきであろう。神蔵庄の名は、この「名々坪付注文」の段階では28名あるが、この内に「国分」「寺」の名がみられることは注目される。

「国分」は、国分寺所在地に近い故、或は国分寺にゆかりのある收取単位故の命名かも知れず「寺」も、この地においては国分寺を指す可能性はきわめて強いとみななければならない。そうでないとしても、神蔵庄の庄域は、国分寺の周辺を埋めているとみることができ、押領されやすい条件下にあったとみられる。ただ、神蔵庄方の詫摩文書が自己の非を認めるような「押領」の語を用いていることに疑点はあるが、詫摩氏は同庄内に地頭職・下司職・名主職は有していても、神蔵庄の所有者、即ち荘園領主ではなく、荘内の一庄官に過ぎなかったのである。所領の押領は鎌倉時代とはいえ、必ずしも地頭武士たちに限らず、条件次第では領家側が行ってもよいわけで、これを武家の詫摩氏が押領と文書の中で評価することも不可能ではない。

国分寺は一国の官寺としての地位は失われ一荘園の所領の中に埋没してしまったともいうこともできようが、江戸時代の伝承の応仁文明の戦火焼失まで堂塔が存続していたとするならばある意味では更に力を失った国分寺側が神蔵庄を頼った存続への道であったかも知れない。

以上、肥後の国分寺は、詫摩国府に近い所に創建され、その位置は移動していないものと考えられる。奈良、平安初期には官寺として存在したはずで、平安初期成立の「日本霊異記」の中に詫摩の国分寺の僧のことが示される。平安中期以降、国家の保護が衰える段階で、寺田や国衙の補助を50町余の寺領という形に替えて存続していたであろうことが鎌倉初期まで推定されることは詫摩文書の「国内荘々名々坪付注文」から読みとれるところであるが、その後、同史料の成立する鎌倉時代のうちに神蔵庄に押領吸収されたとみられる。しかし、どれだけかの堂塔、伽藍がなお存続した可能性はある。江戸時代前期の寺記にもとづく伝承は、室町時代の戦火による焼失、室町末戦国期の川尻大慈寺系禅宗僧侶による再建、江戸前期の再興を伝えているからである。